



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月30日
号外(1)
土曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

※滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(税政課) 3

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部改正(第1条関係)

(1) 個人の県民税

個人の県民税について、定額による特別税額控除を次のとおり実施することとしました。

ア 令和6年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(以下「特別税額控除対象納税義務者」という。)の所得割の額から1万円(控除対象配偶者または扶養親族(地方税法(昭和25年法律第226号)の施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を控除することとしました。(付則第5条の7関係)

イ 令和7年度分の個人の県民税に限り、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者および地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)を有するものに限る。)の所得割の額から1万円を控除することとしました。(付則第5条の8関係)

(2) 不動産取得税

ア 次のとおり特例措置の適用期限を延長することとしました。

(7) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第7条の4関係)

(イ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第7条の4関係)

(ロ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ハ) 中小事業者等が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ニ) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ホ) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ヘ) 住宅および土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条の2関係)

(ロ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条の2関係)

イ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する

低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置を廃止することとしました。(付則第8条関係)

(3) 軽油引取税

ア 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の6関係)

(ア) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

(イ) 自衛隊または日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊(以下「オーストラリア軍隊」という。)が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源または動力源に供する軽油の引取り

(ロ) 鉄道事業者または軌道事業者を営む者その他一定の者が鉄道車両、軌道車両またはこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

(ハ) 農業または林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

(ニ) 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

イ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)または国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期間を令和9年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の6関係)

ウ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の6関係)

エ 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の6関係)

(4) 狩猟税

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の4関係)

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の4関係)

ウ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(付則第11条関係)

2 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和27年滋賀県条例第21号)の一部改正(第2条関係)

合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、新規登録の申請があつた自動車について地方税法第177条の10第1項の規定により課する種別割を払い込むときは、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、当該自動車について新規登録の申請をした際に、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車の種別割を払い込まなければならないこととしました。(第3条関係)

3 その他

(1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

条 例

滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第36号

滋賀県税条例および合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

付則第5条の6の次に次の3条を加える。

(令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第5条の7 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(以下この条および次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者または扶養親族(法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超える場合には1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項および附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前2項の規定の適用がある場合における第21条の2第2項および付則第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額(付則第5条の7第1項および第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。)」とする。

(令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者および法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第20条から第21条の4まで、付則第4条の2の2第1項、付則第5条第1項、付則第5条の4の2第1項、付則第5条の5および付則第6条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項および附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(個人の県民税の特別税額控除の細目)

第5条の9 前2条に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるところによる。

付則第6条第3項中「および付則第4条の2の2第1項」を「、付則第4条の2の2第1項、付則第5条の7第2項および付則第5条の8第2項」に、「とする」を「と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「および」とあるのは「、付則第6条第2項および」とする」に改め、同条第4項中「付則第4条の2の2第1項」の右に「、付則第5条の7第2項および付則第5条の8第2項」を加え、「同項第3号」を「付則第4条の2の2第1項第3号」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号中「および」とあるのは「、付則第6条第5項および」とする」に改める。

付則第7条の4中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第8条第7項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第15項とする。

付則第8条の2第1項、第9条の2第1項および第3項ならびに第10条の2の6第1項および第4項から第6項までの規定中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第10条の4および第11条第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

付則第11条の2第3項に次の1号を加える。

(4) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第11条の2に次の1項を加える。

4 法附則第33条の2第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第12条第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第12条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法附則第33条の3第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第33条の3第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第13条第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第13条に次の1項を加える。

4 法附則第34条第4項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第34条第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条第4項に次の1号を加える。

(5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の

額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条に次の1項を加える。

- 5 法附則第35条第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の2第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の2に次の1項を加える。

- 4 法附則第35条の2第5項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の7および付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の7第1項および付則第5条の8第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条の7第2項第1号および付則第5条の8第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の4に次の1項を加える。

- 3 法附則第35条の4第4項の規定の適用がある場合には、付則第5条の7第2項第2号および付則第5条の8第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに法附則第35条の4第4項の規定による市町民税の所得割の額の合計額」とする。

(合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和27年滋賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、新規登録の申請があつた自動車について地方税法(昭和25年法律第226号)第177条の10第1項の規定により課する種別割を払い込むときは、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該自動車について新規登録の申請をした際に、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車の種別割を払い込まなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

